

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年 5月25日
【会社名】	株式会社 J B イレブン
【英訳名】	J B E L E V E N C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新美 司
【本店の所在の場所】	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山30番地の 2
【電話番号】	(052)629-1100
【事務連絡者氏名】	専務取締役 伊藤 眞一郎
【最寄りの連絡場所】	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山30番地の 2
【電話番号】	(052)629-1100
【事務連絡者氏名】	専務取締役 伊藤 眞一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当290,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 単元株式数は100株です。

(注) 1. 平成21年5月25日(月)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	500,000株	290,000,000	145,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	500,000株	290,000,000	145,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

## 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		椋本 充士	
割当株数		172,400株	
払込金額		99,992,000円	
割当予定先の内容	住所	大阪市住吉区	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	営業取引	該当事項はありません。	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	当社の社外取締役であります。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係は、平成21年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		新美 司	
割当株数		104,000株	
払込金額		60,320,000円	
割当予定先の内容	住所	愛知県知多郡東浦町	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	157,300株
	営業取引	該当事項はありません。	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	当社の代表取締役であります。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係は、平成21年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		尾家産業株式会社	
割当株数		68,900株	
払込金額		39,962,000円	
割当予定先の内容	住所	大阪市北区豊崎六丁目11番27号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 尾家 啓二	
	資本金の額	1,305,700,000円	
	事業内容	業務用食品の販売	
	大株主及び持株比率	サンホーム共栄会(6.66%) 尾家 亮(6.08%) (有)オイエコーポレーション(5.21%) 尾家 美津子(4.66%) 伊藤忠商事(株)(4.42%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	19,500株
	営業取引	総合食材の仕入	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先の内容は、平成20年9月30日現在であり、当社との関係は平成21年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		アリアケジャパン株式会社	
割当株数		34,400株	
払込金額		19,952,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都渋谷区恵比寿南3丁目2番17号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 田川 智樹	
	資本金の額	7,095,096,000円	
	事業内容	天然調味料の製造、加工及び販売	
	大株主及び持株比率	ジャパンフードビジネス㈱(16.27%) 岡田 甲子男(12.85%) ステートストリートバンク アンド トラストカンパニー (10.65%) 岡田甲子男記念奨学財団(6.69%) 全国共済農業協同組合連合会(4.57%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	15,000株
	営業取引	該当事項はありません。	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先内容及び当社との関係は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		北沢産業株式会社	
割当株数		34,400株	
払込金額		19,952,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都渋谷区東 2 丁目23番10号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 尾崎 光行	
	資本金の額	3,235,546,415円	
	事業内容	食品加工機器・調理機器の販売	
	大株主及び持株比率	エス・ジー信託銀行(株) (18.85%) (株)北陸銀行 (4.92%) 北沢持株会 (4.11%) 福島工業(株) (3.27%) 従業員持株会 (3.08%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	2,600株
	営業取引	厨房設備の購入	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から 2 年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先内容及び当社との関係は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社折兼	
割当株数		34,400株	
払込金額		19,952,000円	
割当予定先の 内容	住所	名古屋市西区菊井2丁目6番16号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 伊藤 進康	
	資本金の額	96,000,000円	
	事業内容	食品包装資材専門商社	
	大株主及び持株比率	伊藤 進康(17.59%) (有)イトシン(13.37%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	1,600株
	営業取引	営業消耗品等の仕入	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先内容及び当社との関係は、平成21年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		石橋青果株式会社	
割当株数		20,600株	
払込金額		11,948,000円	
割当予定先の内容	住所	名古屋市熱田区川並町2番22号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 貴裕	
	資本金の額	20,000,000円	
	事業内容	青果仲卸	
	大株主及び持株比率	鈴木 貴裕 (50.00%) 石橋 真弓 (16.50%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	2,000株
	営業取引	青果の仕入	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先内容及び当社との関係は、平成21年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		米常ライス販売株式会社	
割当株数		17,200株	
払込金額		9,976,000円	
割当予定先の内容	住所	名古屋市北区辻本通1丁目12	
	代表者の氏名	代表取締役社長 小瀬古 賢次郎	
	資本金の額	30,000,000円	
	事業内容	米穀小売業	
	大株主及び持株比率	米常商事(株) (100.00%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	7,200株
	営業取引	該当事項はありません。	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先内容及び当社との関係は、平成21年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社ヤマヤ醤油店	
割当株数		13,700株	
払込金額		7,946,000円	
割当予定先の内容	住所	名古屋市中区松原三丁目7番8号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 川竹 保夫	
	資本金の額	24,000,000円	
	事業内容	味噌醤油及び溜酢塩の販売	
	大株主及び持株比率	川竹 智久(35.83%) 川竹 恵子(30.83%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	1,600株
	営業取引	酒・ジュース類の仕入	
	営業外取引	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		新株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部を譲渡した場合には、当該内容を直ちに当社へ報告する旨の確約書を受領する予定であります。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係は、平成21年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の選定理由

今回の増資は、著しい景気後退、混乱する経済情勢の環境下において、当社の成長戦略と財務基盤の安定が最重要課題と認識しており、当社の今後の事業展開に理解を示していただける割当先の選定が必要でありました。このような割当方針の下、当社の社外取締役である椋本充士氏(株式会社グルメ杵屋常務取締役)、当社の代表取締役新美司氏の他、当社のビジネスパートナーである主要食材の提供を受ける取引先(間接的取引先を含む)を割当先に選定いたしました。この主要取引先との関係を強固にし、仕入コストの軽減や新商品開発、新業態開発、物流といった様々な領域においての協力体制を構築し事業の効率性を向上させることが、経営の安定と当社事業の強化につながるものと判断しました。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
580	290	100株	平成21年6月10日(水)	該当事項はありません。	平成21年6月11日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行ないません。  
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 上記株式を割当てた者から申込がない場合は、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、



## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 J B イレブン 経営推進室	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山30番地の2

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大府支店	愛知県大府市中央町三丁目59番地

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
290,000,000	4,000,000	286,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額286,000,000円は、2店舗の新規出店費用(91百万円)、15店舗の既存店のリニューアル費用(95百万円)ならびに借入金返済(1億円)に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容(平成21年5月25日現在)は、「第三部 追完情報 4 設備計画の変更」に記載のとおりです。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第 1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第 3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 臨時報告書の提出について

平成20年10月14日提出の臨時報告書

当社は平成20年9月25日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項および第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動に関して決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書（平成20年10月14日）を提出いたしました。

報告内容(1) 異動に係る公認会計士等

選任する監査法人の名称 太陽 A S G 有限責任監査法人

(2) 異動の年月日 平成20年10月1日

### 2 資本金の増減

第四部 組込情報の有価証券報告書（第27期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金については、本有価証券届出書提出日（平成21年5月25日）現在において変更はありません。

### 3 事業等のリスクについて

組込情報である有価証券報告書の記載内容について、有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成21年5月25日）までにおいて、変更が生じており、「事業等のリスク」として、次の通り追加します。なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日において変更の必要はないと判断しております。

(1) 当社の事業展開について

株式の希薄化について

今回発行する新株式は、現在の発行済株式総数の42.93%にあたり、結果として株式の希薄化が生じます。しかしながら、今回の増資は成長のための原資確保と財務基盤を強化するものであり、また、割当予定先との関係強化により経営効率の向上に資するものであります。これにより企業価値・株式価値の向上が見込まれ、今回の第三者割当による発行株式数量及び株式希薄化の程度は、合理的な水準にあると判断しております。

#### 4 設備計画の変更

第四部 組込情報の有価証券報告書(第27期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成21年5月25日)現在以下のとおり変更しております。

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
龍虎磐田ららぽーと店 (静岡県磐田市)	店舗設備	45,500	10,250	増資資金	平成21年5月	平成21年6月	50席
新規出店 1店舗	店舗設備	45,500	-	増資資金	平成21年7月以降	平成21年11月	-
既存改装 15店舗	店舗設備	95,000	-	増資資金	平成21年6月	平成22年6月	-

- (注) 1. 投資予定金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 上記金額には、店舗賃貸借に係わる差入保証金を含んでおります。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日	平成20年9月26日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第27期)	自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日	平成21年3月4日 東海財務局長に提出
四半期報告書	第28期第3四半期	自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	平成21年5月15日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 21 年 5 月 12 日

株式会社 J B イレブン  
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳 幸 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 正 人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J B イレブンの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年7月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J B イレブンの平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間より機械及び装置の減価償却方法について、定率法から定額法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成19年9月27日

株式会社 J B イレブン

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 正 明

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 宏 一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J B イレブンの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J B イレブンの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年9月25日

株式会社JBイレブン

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 正 明

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 宏 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社JBイレブンの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブンの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。